

岩美町持続的な賃上げ・生産性向上支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町持続的な賃上げ・生産性向上支援金(以下「支援金」という。)の交付について、岩美町補助金等交付規則(平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 支援金は、物価高騰の長期化による厳しい経営環境が続く中であっても、一定水準以上の賃金引上げを行いつつ生産性向上等に取り組む中小事業者等を支援することにより、事業拡大と持続的な賃金の引上げによる地域経済の好循環に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「中小事業者等」とは、町内に主要な事業所を有する中小企業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)に該当する個人事業主又は会社、若しくは支援金の趣旨により町長が別に認める者をいう。

(補助事業者)

第4条 支援金の交付の対象となる事業者(以下、「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 申請時点において、前条に規定する中小事業者等であり、賃金引上げを行いつつ町内事業所の生産性向上等に取り組む者。
- (2) 鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金交付要綱(令和7年1月8日施行。以下「県要綱」という。)に基づき、鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金(以下「県補助金」という。)の交付を受けた者。ただし、令和8年1月6日以降に県要綱に規定する事業実施計画書(変更申請は除く。)を県へ提出し、認定を受けた事業者に限る。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う者でないこと。
- (6) 岩美町暴力団排除条例(平成24年岩美町条例第4号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 町から同一補助事業に対する他の補助金等の交付を受けていない者。

(8) 支援金申請後も事業継続の意思がある者。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が支援金の交付の対象として適当であると認めた者については、その者を補助事業者とすることができる。

(支援金の交付)

第5条 町長は、前条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

- 2 支援金の額は、県要綱第4条の規定に基づき交付された県補助金額に2分の1を乗じて得た額以下(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)とする。ただし、県補助金の補助対象経費の額から県補助金額を控除して得た額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)と1,000千円を比較して少ない方の額を限度とする。
- 3 前項の県補助金について、補助対象経費に町内事業所以外に係る経費を含む場合は、町内事業所に係る経費のみ支援金の対象とし、当該経費に対する県補助金に相当する額を用いて支援金の額を算定するものとする。ただし、明確に区分できない経費がある場合は、支援金の対象とすることはできない。
- 4 支援金の交付は、同一の申請者に対して1回に限る。

(交付の手続き)

第6条 町長は、規則第20条の2第1項の規定に基づき支援金の申請及び請求に関する手続を併合し、支援金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、規則第12条に規定する補助金等着手届、規則第13条に規定する補助事業等完了届及び規則第17条に規定する補助事業等実績報告書の提出を要しない。

(交付の申請及び請求)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、県補助金の交付額の確定後、令和9年2月末日までに岩美町持続的な賃上げ・生産性向上支援金交付申請兼請求書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定兼額の確定及び支払い)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、審査のうえ内容が適正であると認めた場合には、申請者に対して岩美町持続的な賃上げ・生産性向上支援金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により通知し、支援金を交付するものとする。

(帳簿の整備等)

第9条 補助事業者は、支援金の交付に関する帳簿及び書類を整備し、交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けずに支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間)を経過した財産については、この限りでない。

(支援金の返還)

第11条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により支援金を受けた者があると認めるときは、その者から支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限りその効力を失う。